

インターネットによる人権侵害をなくしましょう

インターネットの掲示板や SNS の書き込みのなかに、人権やプライバシーの侵害につながるものが見られます。

- ・ 他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ
- ・ 差別的な書き込み
- ・ いじめ
- ・ 個人情報の無断掲載 など

匿名で簡単に発信できてしまうことから、思わぬトラブルに発展するケースもあります。



このような書き込みは、他人に損害をもたらすことがあります。

人権侵害につながるかどうか確認しましょう。

- 他人の「悪口」や「差別的な内容」になっていませんか。
- 「うそ」や「うわさ」ではありませんか。
- 「暴力的な言葉」になっていませんか。
- 知り合いの「住所」や「連絡先」を無断で載せていませんか。
- 人が写っている「写真」や「動画」を勝手に載せていませんか。

掲示板や SNS に書き込むときは

- ① 誰が知っても問題ない情報か
- ② 誰かを傷つけてしまわないか

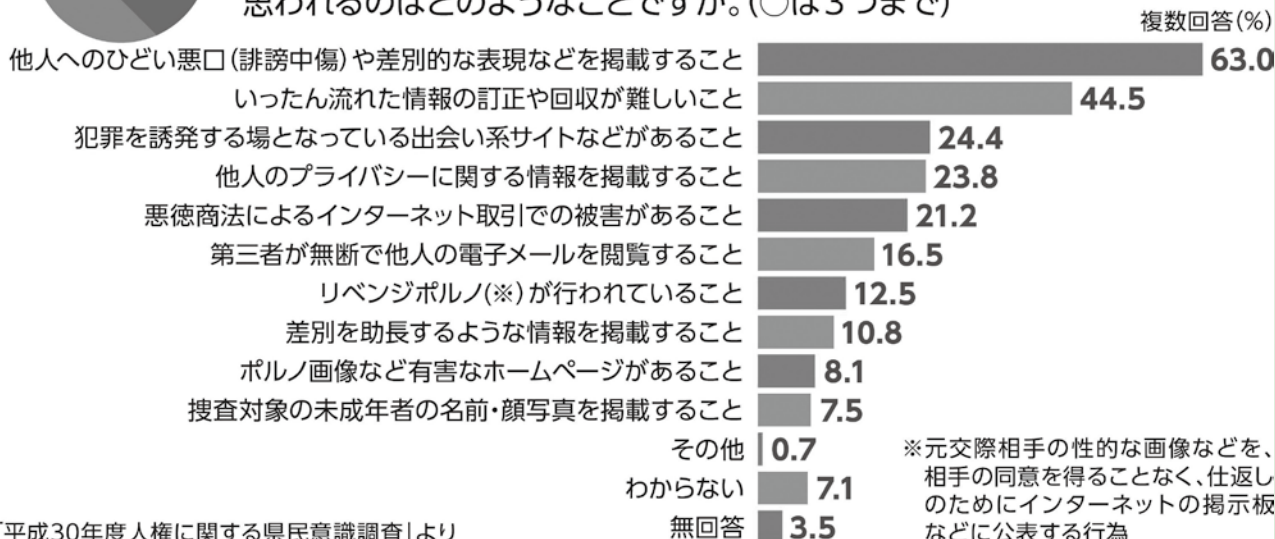
よく考え、責任を持って情報発信をしましょう！



インターネットを悪用した人権侵害に関する意識

Q

インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)



「平成30年度人権に関する県民意識調査」より

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会発行の人権啓発テキスト「人権文化をすすめるために」(令和元年度)から転載

インターネットの書き込みにより、
人権侵害の被害にあったら…

困った時は、 一人で悩まず、相談してください

まずは、**最寄りの法務局「神戸地方法務局豊岡支局」**に相談してください。

住所 豊岡市寿町8番4号

電話 0570-003-110 (みんなの人権110番)

※相談時間は、平日8:30～17:15です。

相談は無料です。相談内容についての秘密は守られます。

インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を

名誉毀損罪等により犯人の処罰を希望される場合

最寄りの警察署、各都道府県警本部の
サイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が
詳しくお話をおうかがいします

相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の
具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします
(ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)

法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)